

平成29年度 社会福祉法人高山八寿会事業計画

1 事業の実施方針

平成16年12月1日に社会福祉法人高山八寿会を設立し「特別養護老人ホーム八光苑」「養護老人ホーム向陽園」「特別養護老人ホーム丹生川苑」の三施設をそれぞれ高山市から運営移譲を受け、地域の高齢者福祉の推進並びに法人の経営基盤の安定強化に取り組んできました。

平成26年4月には八光苑、丹生川苑の両施設を、また、平成27年4月には向陽園を高山市からそれぞれ無償で譲渡を受け、三施設とも順調に事業運営を行っているところです。

現在、法人設立後13年目を迎えています。平成29年度の事業方針は、前年度と同様、三施設が地域の高齢者福祉を支える拠点施設として地域の様々な福祉ニーズに応えながら、利用される方の立場に立ってサービスを提供するなど、地域の高齢者福祉の充実に資することができるよう取り組んで行くこととします。そのため、八光苑は多床室特養として、丹生川苑は個室ユニット特養として、向陽園は養護老人ホームとしてそれぞれの施設の特色を活かしながら質の高い施設サービスを提供し、利用者様やご家族の皆様から安心してご利用していただけるような施設としての使命を果たすことを目標に事業を進めていきます。

平成27年度にスタートした第6期介護保険制度改正に伴い、介護報酬の大幅減収や入所者の重度化が進んでいるなど、職員に対する負担は益々増大する一方で、その人材の確保が大変厳しい状況となっています。この様な状況の中で、事業運営につきましては、優秀な人材の確保をはじめ、利用者のニーズに応えることができる施設運営の確立など、施設の機能を有効に活用し最大の効果を出せるよう職員をはじめ、役員の皆様と一丸となって取り組んでいくこととします。

29年度は、社会福祉法人制度改革が本格的に実施され、法人運営が大きく変わっていく初年度であります。経営組織のガバナンス及び財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務などが法人に課せられてきました。中でも28年度決算を行う中で、社会福祉充実残額いわゆる内部留保が生じた場合は、既存の社会福祉事業や公益事業等の充実に充てるため、その残額を財源として5年間（10年間の延長も可）で活用できるよう社会福祉充実計画を策定し所轄庁の承認を受けることとなっています。当法人で社会福祉充実残額が生じた場合は、国が通知の中で示していますように、介護人材の確保や定着を図る観点から職員処遇改善に可能な限り優先的に財源を充てていくよう計画の中に盛り込みたいと考えています。

さらに、制度改革の中で「地域における公益的な取り組み」が法人に対して求められました。当面、地域ニーズや施設の特性を生かし、八光苑と向陽園では、特殊浴槽を利用し低額又は無料で入浴サービスを、丹生川苑では、地域交流スペースを活用して幼児からお年寄りまで様々な交流を行ってもらうよう開放していくこととします。

また、八光苑や向陽園は老朽化してきており、建屋や設備で思わぬ箇所の修繕等が発生するようになってきました。両施設の全面改築が近い将来出てくると考えていますが、そのための財源を確保する必要があることから、計画的に改築資金を積み立てていくよう引き続き財政基盤の強化に努めていくこととします。

2 事業の概要

(1) 特別養護老人ホーム八光苑・丹生川苑

介護保険で要介護の認定を受け、居宅において適切な介護を受けることが困難な方を対象に入所していただき、安心して生活が送れるようさまざまな施設サービスを提供します。

- ・ 八光苑……………定員 80 人
- ・ 丹生川苑……………定員 30 人

(2) 養護老人ホーム向陽園

65歳以上の方で環境上および経済的な理由で、居宅での生活が困難な方に入所していただき、安心して生活が送れるようさまざまな施設サービスを提供します。

なお措置施設であるため、高山市をはじめ措置の委託を受けている関係市町村と連携を図りながら事業を進めていきます。

- ・ 定員……………50人

(3) 短期入所生活介護八光苑・丹生川苑・向陽園

介護保険で要支援・要介護の認定を受けている方を介護している家族が、一時的に介護ができなくなった場合にお預かりし、その家族の負担軽減を図っていきます。

- ・ 八光苑（定員→14人）……………短期間お預かりし、その間必要な生活介護サービスを提供します
- ・ 丹生川苑（定員→30人）……………短期間お預かりし、その間必要な生活介護サービスを提供します
- ・ 向陽園（生活管理指導短期宿泊事業等）……………自立者等で介護保険によるサービスが利用できない方や緊急やむを得ない方について、高山市から依頼を受けてお預かりし、日常生活に関するサービスを提供します

(4) デイサービスセンター八光苑（定員→12人）

介護保険で要支援・要介護の認定を受けている認知症の方を中心に、通所による送迎、健康チェック、入浴、食事、リハビリ訓練等のサービスを提供し、生活の助長、社会的な孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに介護者の負担の軽減を図ります。

サービス提供時間は7～9時間とします。

(5) 配食サービス事業

高山市福祉サービス公社と締結した委託契約に沿い、高山市福祉サービス公社が運営している3カ所のデイサービスセンター利用者に対し、向陽園の厨房で昼食を調理し提供していきます。

(6) 地域支援センター八光苑

介護保険で要介護の認定を受けた方を対象に、利用者や家族の要望に基づき介護度に応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、各種在宅サービスが受けれるよう在宅生活を支援

します。

また、高山市が運営する地域包括支援センターからの委託契約に基づき、介護認定調査や要支援1・2の方に対し介護予防プランを作成し、在宅での自立生活を支援します。

さらに、地域の高齢者の介護等に関する全般的な相談窓口としての使命も果たしていきます。